

特別徴収継続（転職）するとき

徴収報告に係る給与所得者異動届出書

※黄色の枠内についてご記入ください

指定番号：不明な場合は空欄

整理番号

※転職先事業所と調整済の場合のみ
「特別徴収継続」が可能です。

年月日提出

給与支払義務者	所在地 名 称	前職（退職する）事業所				担当者			4年度 氏名 電話	特別徴収指定番号 宛名番号	※退職者については、この異動届出書のほか給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。
							4年 度	特別徴収 指定番号 宛名番号			
		5年 度	特別徴収 指定番号 宛名番号								

職務の日が一ヶ月から四月までの間で必ず残税額をまとめて徴収していく方	個人番号又は法人番号	フリガナ 氏名	新姓	(ア)特別徴収税額 (年税額)	(イ)徴収税額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日生	円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年	1 転勤・転籍 3 死亡 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 c. 上記以外()	2 退職 4 休職 b. 支払不定期
	個人番号	：	：	：	：	：	月		①特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収 (本人が納付)
	住 所	1月1日 現在	：	：	：	：	日		
	現 在	：	：	：	：	：			

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 名 称	特別徴収 指定番号 フリガナ	氏名 担当者 電話	新しい勤務先へは、 月割額_____円を_____月分(翌月10日納期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。
---------------------	------------	----------------------	-----------------	--

※転職先と調整できない場合は、
前職の事業所から「異動届出書（普通徴収へ切替）」を、
転職先の事業所から「特徴切替依頼書」を、
それぞれご提出ください。

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。

既定額((ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は_____月分(翌月10日納期限)で納入します。
-------------	---	--------------------------------------

旧特別徴収処理欄	4年	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
	5年	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検

- 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- この用紙は1部提出してください。
- 異動により給与等を支給しなくなった場合、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
- 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは市へお問い合わせください。

人からの申出がない場合

記載注意等